

No. 1071

★ シーズンに備えて

— 水 防 演 習 —

7月13日、栃木県佐野市渡良瀬川流域で建設省一都六県による利根川水系連合水防演習が行なわれました。「神奈川県南端の三浦三崎から上陸した台風は栃木県に米襲、このため関東地方全域にわたって豪雨が降り、渡良瀬川は増水が著しく……」という演習想定のもと、各隊員はそれぞれのブロックに分れて土のう作りや木流しなど本番さながらの演習です。一般住民は“避難民”として参加、機動隊誘導班の指示に従い緊張した面持ちでロープを渡ります。総裁の亀岡建設大臣も現場の作業風景を視察して回られました。圧巻はヘリコプターや舟艇を使った自衛隊の演習、空・陸・水一体のあざやかな災害派遣活動を展開します。しかし、これからの台風シーズンを迎え、なによりもまず災害を出さぬ心構えが大切です。

★ 第一次教科書訴訟判決

教科書検定制度は違憲か、合憲か、9年にわたる激しい憲法論争が展開され教育の自由を争った第1次家永訴訟は7月16日、東京地方裁判所で判決を迎えた。家永教授執筆の高等学校用「新日本史」が昭和37年度検定で不合格、昭和38年度検定では条件付合格となったものの290ヶ所もの修正が要求された。その結果「歴史をささえる人々」という表題は農民や労働者ではないという文部省の修正要求で合格本の中では消えた。又戦争に関する記述では一方的に我国の立場や行為を批判するものであり、全体として暗く書きすぎるとして削られた。国側の証人にたった教科書検定の元調査官、渡辺実氏は

「思想審査のシの字にもあたらない。証人としてもいったが正確性や記述内容において欠かんを指摘しただけだ。調査官段階では合格点であった。」

家永教科書の検定を申請したある出版社の編集者今井氏は

「不合格の場合もこういう教科書は国民に読ませたくないという特別なト書がついたし、それから合格の時にも、これは普通の合格と違う。文部省のいろいろな指示が全面的に直されているかどうかで最終的な判断をしたという前書きがついた。これは裁判所ではそんなことは決していなかったということで闇に葬られちゃってるんだけど。あの時点で従来の他の教科書の検定と少なくとも違った狙われ方をされたといわざるをえないと思うんですよ。」

判決は家永側の実質的に全面敗訴であった。国側を支援する「教科書を守る会」の人々は勝訴に湧いた。

「文部省の検定規準によるところの検定は教育基本法に基いて適法のものである。教育の不当な支配ではない。教育権は国にあるとはっきりいわれました。今回の判決はまことに適正な判決であると思います。全面的な勝利であったとって良いのではないかと思います。」

判決報告集会で家永教授は

「地上に万能の者はありません。大変悪い判決ですけれど皆さん決して力をおとさないで下さい、私の今日の心境を歌でお示しいたします。あかねさす陽はかげれどもいやはての歳きをたのむ心くもらずかまちはさもあらばあれたましいの自由を求めわれはたたかう。」

教育現場では教科書がどのように考えられているのか。学芸大学附属高校の黒羽先生は

「本当に生徒や先生に支えられた教科書をつくっていくことが大事なわけで、その場合、致命的なのが今の教科書検定制度なわけです。」

ある生徒は

「不合格本を見たけどどうってことない。文部省のおおせといた事など全くわからない」

「歴史の教科書なんだから歴史観を示して欲しい。あとは教師がどう教えるかであって。今の教科書はどれもおもしろくない」

教科書裁判をめぐる教育論争の中で引き裂かれた教科書は、教育の現場をも引き裂こうとしている。